新潟市政だより

発行所 新潟市役所
新潟市西堀通六番町866ノ8
電話代表(8)2111番
新潟市長
発行人 村田三郎
新潟市浜町通二ノ丁2609
編集人 佐野武一
新潟市沼垂1962
印刷所 文明堂印刷所
新潟市西堀前通4
電話(2)8128
毎月一回5日発行
定価 一部3円

9月15日現在で 選挙人名簿をつくります

毎年九月十五日現在で調製しております選挙人名簿は、今年もこの九月十五日現在調で新らしく調製されます。

この選挙人名簿は、選挙の有無にかかわらず、毎年定期的に調製されるもので、今年の十二月二十日から来年の十二月十九日までの間に行われる各種選挙に用いる大切な選挙の台帳で、次の三種類の名簿が調製されます。

一、基本選挙人名簿
二、船員基本選挙人名簿
三、漁業調整委員会委員選挙人名簿

従つて折角選挙権があつても、この選挙人名簿に登録されていないと選挙のとき投票ができない場合がありますから、次のことに留意して該当する有権者の方は一人の脱漏者もないよう登録のための調査にご協力下さい。

有権者は必ず「調査書を出して下さい」

◎基本選挙人名簿

この名簿は国会議員や地方公共団体の議会の議員及び長等の選挙に用いるもので、選挙人名簿中一番範囲が広く有権者も多いので毎年大がかりの名簿調製事務が行われるのです。

そこで有権者の方々から「基本選挙人名簿登載資格調査書」を提出していただき、これをもとにして調査の上名簿を調製しています。この調査用紙は近く嘱託員の方々のお手数を煩わして全世帯にお配りいたす筈でありますから次に該当する人は正しく記入の上必ず提出して下さい。

(1)日本国民で選挙犯罪等の欠格条項に該当しない人
(2)年令満二十年以上の人(昭和十一年十二月二十一日までに生れた人)
(3)本年九月十五日で三カ月以上新潟市内に住所(生活の本拠)を有する人(本年六月十五日以前から引続き新潟市内にすんでいる人)

なお次の人はとかく記入漏れになりやすいので必ず家族の人が忘れずに記入して下さい。

(イ)病気やお産などで入院中の人
(ロ)旅行中で不在の人
(ハ)未復員の人
(ニ)船員

◎船員基本選挙人名簿

これは国会議員の選挙にだけ用いるもので船舶の所有者が提出する「船員名簿」によつて調製するものですから、一般の方にはあまり関係はありません。船舶所有者はそれぞれ定められた事項に該当する船員を調査して十月十日までに「船員名簿」を提出して下さい。(宣誓書や写真を忘れず添付して下さい)

◎漁業調整委員会委員選挙人名簿

この名簿は海区漁業調整委員会委員選挙に用いる名簿で、その選挙権のある方の申請にもとづいて調製するものですが、これも近く漁業協同組合その他のご協力をお願いして申請用紙をお配りしますから、次の事項に該当する方は九月十五日から九月二十日までの間に必ず申請の手続きをして下さい。

(1)新潟市内に住所又は事業場を有する人で一年に九十日以上漁船を使用して行う水産動植物の採取や捕獲や養殖の仕事に従事する人。
(2)本年十二月二十日で年令満二十年以上の人(昭和十一年十二月二十一日までに生れた人)

さて以上申し上げました選挙人名簿は、最初にも記したとおり毎年定期的に調製されるもので、従つて昨年の基本名簿や先般執行の参議院議員選挙の際作つた補充名簿は無効となり、全く新らしく調製するところに特長があるのですからこの点ご理解下され、名簿調製に格段のご協力をお願いいたします。

解説 住民登録について

私達は、誰でもどこかの市町村内に一定の住所をもつております。住所とは人の生活の中心となる場所をいいます。このように市町村の区域内に住所を有する者をその市町村の住民というのでありますが、私達の日常生活の上でこの住民の資格から生ずる権利、義務というものは極めて多いのであります。例えば、選挙権を行使するにも、小、中学校に子弟を就学させるにも、住所証明、印鑑証明を貰う場合についても、その市町村の住民であることに基いてなされているのであります。そこで、手続が煩雑であつた寄留制度が廃止されて、市町村民の利便と市町村役場の行政事務の簡易化の必要に応じて、昭和二十七年七月一日住民登録制度が発足したのであります。

住民登録は、市町村の住民を登録して、その居住関係を公証することを目的としておりますから、法律をもつて全国の市町村が同一の手続方法によつて処理することとされているのであります。

この登録の台帳を「住民票」(住民票を綴つたものを住民票綴といいます。)といい、世帯を単位として作られています。住民登録制度において、住民が届出を要するのは、住所の移転に伴う転入、転居届、変更届(世帯主とか世帯の構成が変つた場合)及び国外移住届の四つの場合です。転入、転居、変更届については十四日以内に、また国外移住届については日本内地における住所を去る以前に(期間の定めは別にない)それぞれ住所地の市町村役場に世帯主及び世帯管理者又は世帯員の各人が届出なければなりません。出生、死亡等の場合には戸籍法上の届出のみによつて、市町村では職権で住民票に記載します。

従つて、住民票の記載の正確を期すため、常に戸籍との間に関連性をもたせ、双方の記載を一致させることになつております。即ち、住所地の市町村は、同制度施行の当初、一斉登録によつて住民票を作つた際に、その記載事項(氏名、生年月日、性別、続柄、戸籍の表示(本籍と戸籍の筆頭者の氏名)住所(住所を定めた年月日))を本籍地の市町村に照会し、住民票の記載が正確であるかどうか個々について確認されたのであります。一方本籍地の市町村では、その区域内に本籍を有する者について戸籍を単位として「戸籍の附票」が作られてあります。この附票には戸籍に記載されている本籍、氏名を移記するほか、右の住所地市町村からの通知によつて、その者の住所及び住所を定めた年月日も記載されております。その結果、本籍地の市町村においてもその者の住所が常に明瞭にされてあります。今まで就職とか入学の場合、或いは各種の免許証の交付を受ける場合等には、戸籍の謄、抄本を提出されていましたが、身分関係を知る場合には別ですが、記載の信用度も戸籍と異なるところのない住民票の謄、抄本で十分その用を満すことができるのであります。また謄、抄本の手数料は一枚につき三十円であります。

このように、私達の日常生活に最も関係の深い住民登録制度を大いに活用して戴き、日常の事務が能率的に、そして正確に行われて、住民の皆さんに十分のサービスができるよう届出の励行について御協力下さい。

7月中の人口動態

出生	358件
死亡	148〃
死産	48〃
婚姻	117〃
離婚	17〃

着々進む都市計画事業 宅地難も近く解決

本年度から都市計画区域内の土地、家屋に対して新らしく都市計画税がかかることになりましたが、この税金がどのような目的に使われ、また市の都市計画が今後どのように進められるかについてご説明申し上げ、市民の皆さんからご理解をいただき今後の事業促進及び納税についてご協力をお願いいたします。

一、都市計画税創設の趣旨

年々増加する人口や車輌交通の頻繁化などによつて、都市が無秩序に発展するのを防ぐために都市計画事業が必要であることは、既に皆さんご承知のとおりでありますが、市では今年から計画課を設けて新市域をも含めた新潟市の総合的な都市計画の検討立案を進めると同時に、急いでやらなければならない市内の幹線街路の築造及び舗装や、宅地造成の区画整理などの事業に着手しております。そしてこれらの都市計画事業は、市の発展に応じて年々規模を大きくし、強力に推し進めて行かなければならないのです。このためには、相当多額な費用がいりますが、国では従来も市が都市計画事業を行う場合にはその費用の一部分を補助しておりましたが、現在の国の財政規模では、必要な都市計画事業を大巾に繰り上げるだけの余裕がないので、このたび税法の改正によつて市が都市計画税を設けることを認め、都市計画事業や土地区画整理事業の財源に充てるようにしたのです。市ではこの趣旨にそつて今回市議会の議決を経てこの都市計画税を創設し、これを財源として本年度から逐次全市にわたり都市計画施設を整備して、街を一層住みやすくするための事業を行うことになつたものであります。

二、都市計画税の使途

都市計画に基いて行う事業には 大別して全市的に影響を及ぼす幹線道路や、公園、水利施設等の整備改善を図るための「都市計画事業」と地域的な宅地造成及び公共施設整備のための「土地区画整理事業」とがありますが、税はその何れの事業にも充てることができることになつており、そのほかこれら事業を施行するための調査費、人件費等の間接費用も支出の対象となります。

本市の場合は、公共施設として現在都市計画の決定されているものは、旧市街の街路だけであります。しかもこの街路は、昭和初年の計画によるものが大部分で、現在の実状にそわないものが多いので、いま新しい構想のもとに都市計画の総合的な再検討を行つておりますが、都市計画税はこの新都市計画を考慮して街路の新設及び舗装に重点をおいて行うこととし、逐次全市域にわたつて街路整備を行うと共に、公園施設を設けるとか或いは排水関係の工事にも振り向けてゆく予定であります。

宅地造成の土地区画整理事業については、原則として既成市街地の隣接地区や将来の発展を予想して開発の必要な地域を重点的に採り上げて参りますが、その事業費については地区内の受益者からご負担を願うことを原則として考えて行きたいと存じます。

三、本年度の都市計画事業

市内の都市計画街路の利用度及び経済効果を考慮して最も緊急に工事をすることが必要な路線を本年度からとり上げて施行して行く方針でありますが、既に公共事業として国が認めた路線が二本あり、このほか主な交通幹線の整備及び舗装等数カ所を施行する予定で現在準備を進め且つ一部の路線は既に工事にかかつている状況であります。

又年々増加する人口を計画的に配分し市街の混乱を防止するために郊外に宅地造成をする必要があるのでありますが、それについては関屋、松浜等各方面の住宅適地を開発するため、土地区画整理事業区域を設定いたしまして事業の施行を進めておりますので追々宅地不足も解決されるようになると思います。

以上述べましたように都市計画を盛んにすることは近代的な市街を建設しよりよい生活環境を作るためにどうしても必要なことであるばかりでなく、火災等の災害予防措置としても非常に大切なことでありますので、この事業を積極的に推進するため納税者の方々には新らしい税負担をおかけすることになりますが、何卒ご理解をいただきましてご協力下さるようお願い申し上げます。

なお都市計画税の税率は本年度は、土地建物の評価額の百分の〇、一五でありまして、固定資産税の約十分の一となります。これは固定資産税千円をお納めになる方は百円の負担を願うことになるわけであります。納期は本年度分は九月が第一期、十一月が第二期でありますのでよろしくご協力をお願いいたします。

都市計画の諸調査に ご協力下さい

新潟市は近年4カ村との合併により、人口や面積が増大し更に諸産業の勃興で、大都市の様相を呈してまいりましたが、これに伴つて都市計画の再検討が必要となつてき、これが計画策定の基礎資料として、市内にある現在の建物や、工場、緑地、交通関係その他の街の状態をあらゆる角度から詳しく調査する必要があり、既に5月からこの作業にとりかかり、今までも市民の皆さんから理解あるご協力をいただき順調に進んでおります。

しかし完成までには、まだいろんな調査資料のご提出をお願いしなければなりませんので、市の方から照会のあつたときは、都市計画の重要なことをご理解下さいまして一層のご協力をお願い申し上げます。

なおこの調査資料は、統計法に基く秘密保護の要領に従つて取り扱い、徴税その他皆さんの利害に関する目的には絶対に使用されないことになつておりますので、この点ご心配なく新潟市建設にご協力下さい。

都市計画用途地域地区が変更になりました

去る八月二十六日から本市の用途地域地区が変更になり、新たに住居地域内に住居専用地区、空地地区、工業地域内に工業専用地区が設定され又昨年のような火災を最少限度に防止するため、準防火地域及び防火地域も拡張されました。これら、関係図書の内容については、市役所建築課又は県庁建築課にお問い合せ下さい。(地域図、地名地番等も備えてあります)

この用途地域とは、住居、商業、準工業、工業地域等に分れており、これらの地域では いろいろな建築物の制限規定がありますので、建築物を建築されるとき又は用途変更、動力の増設、新設等についても関係することが多々ありますので事前に相談されるようにして下さい。

準防火地域については、環境上密集が予想される地域に指定し延焼のおそれのあるような箇所は、防火構造にする規定になつておる地域であります。

防火地域は、本市の場合は防火建築帯で現在新潟校より万代橋西詰めまで両側十一米がその地域になつておりますが、この度は万代橋東詰めより新新潟駅迄の両側十一米が拡張になつたのです。この区域は耐火構造でなければ建築できないことになつており、こうした制限規定も私どもの住む新潟市をより良くするためのものですから市民の皆さんから特段のご協力をお願いいたします。

市議会の活動

八月中における市議会の主なる活動状況は次のとおりであります。

八月一日
付託議案審議についての厚生委員会、商工委員会、建設委員会

八月二日
付託議案審議についての総務治安委員会、文教委員会、財政委員会、農林水産委員会

八月三日
付託議案審議についての財政、総務、建設合同委員会
議会運営についての議会運営委員会
議会臨時会

八月四日
付託議案審議についての財政委員会、建設委員会、保険衛生委員会
議会運営についての議会運営委員会
全員協議会
議会臨時会

八月六日
市営競輪についての競馬競輪特別委員会
南浜地区のあさり、蛤繁殖状況視察のための農林水産委員会

八月十七日
報告事項その他についての保険衛生委員会

八月二十日
一般財政及び財産管理についての財政委員会
保険衛生問題についての保険衛生委員会懇談会

八月二十五日
国保問題についての保険衛生委員会懇談会
河口分流問題についての建設委員会

八月三十一日
国保問題についての保険衛生委員会懇談会
合併問題についての総務治安委員会
肢体不自由児施設問題その他についての厚生委員会

国保課よりお願い

国民健康保険料の納入につきましては格別のご協力をいただき深く感謝申し上げます。

ご承知のとおり保険料は毎年九月に当該年度の市民税、固定資産税を基礎として改訂しているのでありますが、本年は国保状況各般にわたり検討を加えておりますす関係で、九月分保険料納入告知書の発行が若干遅延するのやむなきにいたりましたが、まことに恐縮に存じますがこのことのお詫びとともに今後の納入についてご協力を賜わりますようお願いいたします。